

「アセフェート」、「エトプロホス」、「クロキントセットメキシル」、「クロジナホッププロパルギル」及び「テトラコナゾール」の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

### 1. 経緯

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準(いわゆる暫定基準)等の設定については、食品安全基本法(平成15年法律第48号、以下「法」という。)第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

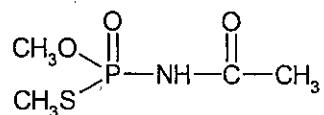
農薬アセフェート、農薬エトプロホス、農薬クロキントセットメキシル、農薬クロジナホッププロパルギル及び農薬テトラコナゾールについては、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼物質の概要

#### (1) アセフェート

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準(米国、豪州、カナダ及びニュージーランド)を参考に新たな基準を設定した。

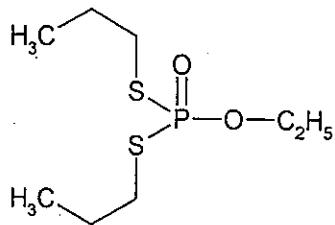
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議(J M P R)における毒性評価では、許容一日摂取量(A D I)として0.03 mg/kg 体重/日と設定されている。



#### (2) エトプロホス

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準(米国及び豪州)を参考に新たな基準を設定した。

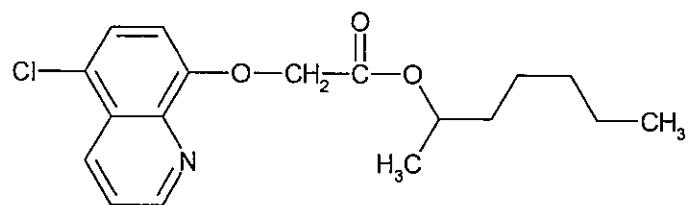
J M P Rにおける毒性評価では、A D Iとして0.0004 mg/kg 体重/日と設定されている。



### (3) クロキントセットメキシル

本薬は薬害軽減剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定した。

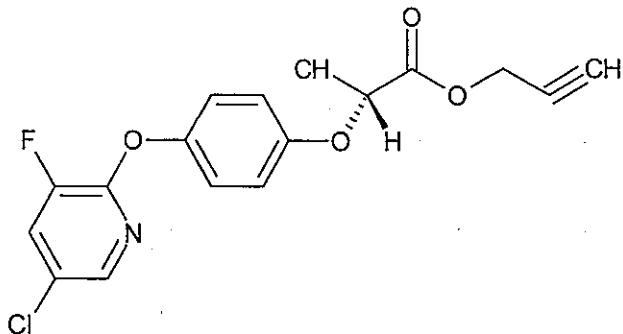
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



### (4) クロジナホッププロパルギル

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定した。

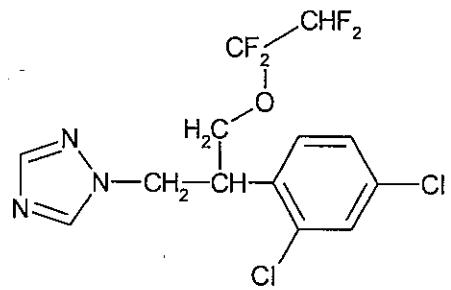
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



### (5) テトラコナゾール

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準（米国）を参考に新たな基準を設定した。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。